

京都市建設局小規模修繕契約取扱要綱

改正 平成23年4月1日

(目的)

第1条 建設局が所管する道路、河川、公園及びこれらの予定地等における小規模な修繕を行う際に必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、契約額が一件100万円以下の原状復旧を目的とする小規模な修繕(以下「小規模修繕」という。)に適用する。

(仕様書等の作成)

第3条 修繕の内容にかかわらず、図面、仕様書等を定め、文書により修繕内容を明示するものとする。

(予定価格の設定)

第4条 いかなる小規模修繕であっても、予定価格を設定することとし、予定価格を上回る契約をすることはできない。また、予定価格については公表しない。
2 契約業者の決定方法は、複数業者の見積合わせを原則とし、最低の価格を提示した業者と契約するものとする。

第5条 小規模修繕を依頼する業者は、京都市契約事務規則(以下「規則」という。)第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている者であるとともに、原則として建設局が実施する登録(以下「本登録」という。)を受けた者に限るものとする。

- 2 本登録は地域ごととし、複数の地域に登録することはできないものとする。
- 3 本登録は年度ごとに行うものとし、本登録を受ける業者は、建設局長が別に定める要件を満たさなければならない。
- 4 本登録の申請期間は、建設局長が別に定める。
- 5 本登録は、建設局所管の小規模修繕に限り適用するものとする。

(契約書の省略)

第6条 小規模修繕については、契約書の作成は省略することができる。

(履行確認及び検査)

第7条 修繕が完了したときは複数の職員により現場確認をするとともに、着工前及び完

成写真を添付した完了届を徴取するものとする。

(建設局技術審査委員会への報告)

第8条 小規模修繕を実施した土木事務所，区画整理事務所及び工事担当課は半期ごとにその内容の集計を別紙様式により建設局技術審査委員会へ報告しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めがない事項については，京都市契約事務規則及び関係法令によるほか，建設局長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成19年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は，平成20年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は，平成23年4月1日から施行する。

履 行 確 認 印 欄	
印	印

(第7条関係)

完 了 届

(あて先)

京 都 市 長

下記の修繕について、貴職の指示どおり完了したので報告します。

1 修繕名

2 修繕場所

3 請負代金額

(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

4 履行期間

平成 年 月 日

住 所
契約者 商号又は名称
代 表 者 名

印

